

天理市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月19日

天理市長 並 河 健

## 天理市条例第38号

### 天理市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、この条例に定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があってはならない。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。